

長周長門金匱誌

三合冊

[2]



025928-000-6

5-1

長門国誌・長門金匱

村田 峯次郎／編

M 2 4

ADC-3502



N° 382/XXIV

長周
六丘
機顯
叢書



萩津長門國誌序

聞昔之君子。遨遊四方。覽名勝。則有圖志之作。觀耿光。則有揚烈之傳。使後之興遊觀之思。揚烈之懷者。一披圖志。而覽遺編。山川人物。千古八荒。燎然在目。而宇宙精奇。不至杳邈而不聞。吾儕亦不艱於欲睹之無泛焉爾。故司馬子長足跡半天下。而有史記之作。殆是意乎。余自萬曆己未秋。渡瀛海。涉鯨波。入扶桑之故墟。探日窟之隱顧。其間名勝教治。風景土俗。竝雄都巨鎮。不知凡幾。收於胸次。既辛酉冬。遊萩津長門國。見其景槩異常。且也鄉圻都市。皆稱其君爲扶桑堯舜。迨親謁其德容。而一種尊賢樂善。敬遠慈旅之輝光。令人感激之無盡。解衣以衣。推食以哺。授次以安。非堯舜而能若是乎哉。益信其民之稱爲不謬。居

大明崇禎九年和九月天啟之歲元光水癸
將軍天皇我後啟當

歲餘盡得國步之來歷風土之美惡及太守公政治之淳
良於纖悉因思士也居千古之下一窩之中尙欲游神四
海揚烈百代矧歟炎其耿光親被其殊禮足歷其區宇也
乎遂不媿以謗才作誌亦竊比於子長之意焉爾若夫編
年紀事今古鑑錄之該瑣者自有日國之博雅君子在焉
余何能贅時

大明天啟癸亥參禪昭陽大淵獻之歲建寅月人日

武林東瀛子陳元賛沐手謹題于猗猗居

長門國志目錄

長門國都誌

土俗

太守氏族世代源流

儀表

德行實錄

履歷事蹟

總論一首

讀一首

長門國志

長門國都誌

陳元贊撰

長門國都。舊名牛敷莊。椿鄉川島邨。阿武松原。阿武郡。沃野喬松雲密。翠色參連天際。畔海時鳴龍吟。谷口風聞虎嘯。遍掛松梢。色如明晶。和如瓊液。每於天籟長鳴之日。則萬頃松濤。與海波并響。恍如張雲門於洞庭之野。目眩神搖。又如王子登彈八琅於空中。琴師海若奏七弦於水底。有此奇瑞。識者以爲仁聖之棲址也。太守因卜都焉。其地東瀕鶴井。引蓬瀛之饒液。西濱玉井。根太華之靈源。指月山背藩其北。聳鰐頭拔地勢。宛然天造金城。觀音寺面護其南。祝祚祉禁不祥。允矣神司國戶。嵯峨獅踞而作壘。襟

帶竟海而爲潢。群僚第宅之維王居者。若布而星羅。圓亘乎畿墳。巨刹蓮宮之翼邦運者。洞春滿願。夾輔乎肘腋。東南其戶。虹梁偃蹇。兩跨湯池。上下其墉。雉堞嵬峨。卑視溟渤。至于宮勢盤空。飛甍夾道。森巖巨麗。範古而模今。赫燁張皇。照天而耀地。城外闢闥之地。土名萩津。鐘鳴鼎沸之家。不啻萬計。貿易繁滋。四民樂荒。熙々然如遊華胥。此固境內之大觀也。若夫道列山陽。上爲京洛之咽喉。關藏小倉。下連周防之體腹。險隘四塞之路。廻羊勝而蹶日駛。嵯峨萬仞之壁。排霜劙以當豹關。若使一夫守之。真可萬夫莫敵。兼之銀坑銅穴。充掇其中。粟米魚鹽。甲於天下。則又富強之雄圖也。以故作都于此。亦取詩之秩秩斯于。幽幽南山。如竹苞矣。如茂松矣。之義焉爾。然松有長春千載。久福蓋可知矣。

土俗

國似之。昔大宋遷都于杭。而營城于萬松嶺。又有長門殿。松門郡。皆此意也。因改阿武松原爲長門國。豈無自乎。迄今太守之壽考而昌。子孫之秀茂而光。寔基于此。地靈人福。蓋可知矣。

禱之即去。不至爲害。歲時七月望夕。則有舞躍之戲。以中元爲上元。大張燈火。而作歌樂。其貴介公子。則蹴鞠放鶴。馳馬試劍。縉紳儒釋。則聯歌賦詩。無論貴賤。率通書理。婚娶喜悅。年少喪祭。尊尙佛教。其音語和平而不俗。餘列國盡同。

太守氏族世代源流

長門太守公毛利氏。諱輝元。法諱宗瑞。廣島君光祿大夫。備中守之子也。遡其世系。出自人皇五十一代之平城天王十五世之神孫也。娶安藝口口之女宍戸南爲夫人。又納兒玉氏爲次夫人。誕育世子二。郡主一。早薨。謚榮譽周慶夫人。長子長門守。諱秀就。次子日向守。諱就隆。郡主諱口口。尚吉川美濃守。

儀表

太守公陰陽目。方項圓唇。豐頤盤帶壽。地閣肖天庭。四潤環應。五嶽來朝。右額角有長庚呈痣。起坐端肅。氣度冲夷。神情淵穆。望之溫然。即之儼然。音出自然。年逾七十。真氣愈茂。童顏益春。終日酌對民物。了不作衰態。蓋天爲貌。道爲容。得於澄練脩養之功居多。

德行實錄

太守爲人推誠以待下。信任而愛人。元老大臣久司密勿而不疑。度才量用。禮士尊賢。臣下有疾。不難親往以視之。不啻如手足也。四方賢士遊其國者。悉優待之。臣民微眚。詐誤必寬赦之。敬遠慈旅。薄歛輕刑。視百姓如子。體悉疾苦。軫念災瘼。救護之無所不至。故人皆稱爲扶桑堯舜。至

於晚年。祝髮歸真。聲色貨利不使形于聽睹。便變讖詔。不使立於左右。唯從政治之暇。則聯儒臣以講究古今治道。雖日晏而不輟。

履歷事跡

其先都廣島。領國十三。山陽道備前備中備後安藝周防長門。北陸道出雲石見因幡隱岐伯耆。及西海道豐前南陽道伊豫。扶桑半壁之天下。皆歸統轄。世澤相傳數百禪。垂及慶長間。與江戶先將軍様競字大坂。互有支黃。既而惻然嘆曰。土地者本所以養人也。今以土地之故。而驅赤子於鋒鏑。是以養人者害人也。因請退守周防長門二州。以全民命效周太王遷岐之故事。乃屬其耆老而告之曰。予不忍以土地之故。而遺害汝等。將去廣島而遷都長門。

二三子何憲乎無君。廣島之民皆感泣之曰。吾君仁人也。不可棄也。扶老携幼相從者如歸市。

總論

論曰。日東之國。類皆寡仁鮮義。棄禮滅信。以多殺爲善治。以掊尅爲良才。以欺詐爲智略。以爭雄必勝爲君長。以詩書理道爲土苴。夫如是。則有草菅其民而已耳。其孰能輕刑薄歟。赦過宥罪。救災恤難。體其疾苦。且遷國以保全。而視之如子乎。則有瓦礫俊彥而已耳。孰能去讒遠色。尊賢用才。各當其任。而優禮四方遊士乎。則有陵轢臣下而已耳。孰能推誠待用。親往視疾。視之如手足乎。則有糠粃聖言。鼓馬金戈之爲尙已耳。孰能聯師儒。虛心講究古今治道。竟日而不輟乎。則有擴土啓疆之注念已耳。孰能退謂

二州。在德不在廣大乎。惟太守獨能度越之。不墮倭風之陋習。而曲盡爲君之大道。可謂拔乎其萃。遊方之外者矣。中庸曰。故大德者。必得其名。必得其壽。今太守名有堯舜之稱。而齡邁堯著之數。至德休徵。不其彰較著乎。吁。安得盡日東之國之君。如太守之仁。使斯世斯民皆被堯舜之澤也哉。

讀

贊曰。天元垂精。東海降靈。誕育仁睿。加念若生。任賢使能。揚光泰清。敬遠慈旅。遐邇化行。退守二邦。涵量八溟。典謨訓誥。講式政成。唐虞比德。亶父同聲。天潢之派。胄衍神明。容益純粹。齡邁歲星。空谷扶桑。永世作程。

長門國誌終

右長門國誌は明人陳元贊の撰する所あり。元贊ハ明の萬曆年中に生れ。崇禎進士ふ落第す。遂にその國亂を避けて本邦ふ歸化し。とりとく元和の末途次長門國の萩府よ來游するもの久し。これ其時の作あり。後ち尾張藩の聘に應して彼地に投寓す。正保・萬治の頃或ハ京師江戸に往來して諸名家と文酒の交を結ぶ。元元唱和集これその一あり。また尾州陶器の中に元贊焼の名を傳ふるものあるハ實は元贊も遺製とする。その多能また一斑を窺ふよ足れり。

元贊か是書余曾て古膳本を得る。然れども書中文字の謬寫脱落等往々讀むへからざる所ありたまく山口縣廳元贊の眞筆の原稿を藏すると聞き徃年一

友人を介して屢々拙本の校合あさんことを請ひた
れども遂に宿願を達するを得ず仍て這回この書は
原き丁寧に謬訛を正して印行せり江湖の諸君子幸
よ善本に據りて訂正せられんことを希望す

明治辛卯二月既望夕風雪窓を撲ち燈火滅せんと
するとき東京四家郷愛古堂よりて看雨隱士識

長門金匱

一輝元公御代公方秀頼公と家康公と御取合之砌秀頼方をあされ關ヶ原御人
數被出依之御兩國の太守と被爲成候其節の物沙汰ふ藝防長三箇國下さる
へきやの通りに候處井伊掃部殿の本多佐渡守殿か被仰に藝州へ本國にて
御座候あの後依忠義可被遣候尤長防被遣可然との御沙汰に依て右之通に
候但この儀家康公へ三箇國可被下旨候處に秀忠公二箇國と被仰候由のこと

一慶長六辛丑春伏見より直さま防州山口へ被遊御打入候是を藝州より
御打入と云此年秀
就公ふは伏見より江戸へ御越あされ候御歳六十歳なり此時輝元公御法林
被爲成宗瑞と御改候あり

一御城地之儀防州三田尻より桑山を要害に被仰付御城可被仰付やとの御事
に候處桑山へ山上水不自由に付三田尻の御繩へ止申の由就夫山口へ可被

仲付との御事にて龜山に堀まで出來の處へかの地へ大内家數代の城下異國までも其名高きにつきいかゞく被思召長州萩の地を見立被仰付其節萩へ以の外田舎にて川上より今御城下までハ竹木茂り堀内より濱崎ましては松原みて阿武の松原と云て日本名所記に知れどる處あり依之この松原を同郡大井村へ御移させなされ此地を小萩と云きて萩の松原御城山との間汐水兩方へ通り中筋へ砂を巻あげ汐の引にハ御城山へ歩行にてまわられ候あり其前を御埋させあされ今四本松有之所也彼城地蓮池餘り深き淵にて埋め残しの處あり此地へ古き萩八景よ得江歸帆とて云傳り今御藏元有之所より四本松蓮池までハ入江のよし

一御城繩張東の方ハ吉川如兼儀西の方は毛利宰相秀元公御繩張あり石垣御手傳ハ御家中の歴々へ仰付られ入目出銀分限相當に受切に仰付られ其節歩ハ足輕中へ土持被仰付候依之今以足輕ハ肩の上不被差免候御家中大小

身其外末々御苦請彼沖埋人を日々差出然處に寶永年中宍戸玄蕃當職役より半知御馳走ふ付被差留候其節一廉の所調へ被申衆ハ其所の大石よ其人々の名彫付有之

一橋本川片川堀立元和八年

一尺今の深野町へ其比までハ只今の御本丸の傍よ有之候而深野と云町人居仕り候あり今の深野町ハ是より前漁人朝鮮陣の節廻子役に參り後此所まで歸りて住宅仕由此者共を小畠へ御引せあされ是を今浦と云彼深野か地被召上候て右漁人町を深野町と云由深野屋敷ハ御本丸の内にあり御居間の御疊御初入國御間に合不申に付深野の疊御敷かせなされ候依之今以深野より御初入國にハ疊獻上候深野が地の印に深野町と名付御立被成候由一萩の地は大内家時節吉見氏の領知の由あり御城山よ洞春寺妙玖寺御建され候御事ハ彼兩寺の上に吉見殿廟所有之此所に指月山善福寺と云寺あ

り彼寺今ハ川島は建之の古跡より依て兩寺を建立被仰付候段洞春寺長老
磧祐物語の由

一當所を萩と申事ハ今古萩と云所は人家あり今の田町通りより南東へ皆沼
よて蘆原の水溜りあり田も駢々無之よき道もあし東北の方當萩村と云後
總名萩と云也本の名所を古萩と云なり

一慶安年中水田の中へ中道出來候て慶安繩手と云沼田の中よ新道被仰付候
又中道是を田の中へ被仰付其後田町唐樋町出來候なり今唐樋町の橋をき
つけう橋と云あの所に唐樋有之水通は相成候を毛利市正殿當役の時新道
辻南北へ田町へ通りの田中道出來申候其後新堀出來申候よし

一萩を世人當島と云河上水西北へ分を口の名を川島と云夫兩方の川内の地
ハ河島之庄と云手木の庄とも云依之萩にての諺よ當島と云萩ハ河内の島なり

一往古只今之田町より東南へ水溜にて道もふのく無之ゆへに往還へ松本
市より上野通り龍藏寺の下より船よて渡り吉部原南明寺の下あり
是を陣ヶ原と云通り小松江通り大照院の下より玉江阪へ通り申候あり松本より遊行上人廻國の時
の道あり松本より萩への道ハ只今松本橋の東市際まで水入の澤よて候を
毛利隱岐殿職役の時松村長助とて農人に開作被仰付土手道を付今之橋の
所へ船渡有之この所を今松村開作と云今之橋佐世主殿當役の時橋にあ
るあり

一御打入の時分より松本渡し場櫻江渡し橋本口古萩口に物頭屋敷を仰付ら
れこれ役屋舗也

一松本渡し場より梨の木町山中町筋より十日市御許町へ出るあり黒澤繩手
と云は黒澤丹宮屋敷前道あり是又佐世殿役中此處に四方え新道出來
一土原と云ハ松村開作の時古川節開作成新川筋の土をこの所へ上げ候ゆへ
右の名を云この所並木に梨の木有之依之名とす山中町も北の詰よ山中市

左衛門住故に名とす

一唐樋町と橋本町の間ハ諸土屋鋪也元祿年中毛利市正殿當役中町は成御許の町と云

一往古地面ふ享徳寺の守護荒神社有之候を田中一本松へ御引せあされ候こ
の一木松の處ハ伊豫八幡社御建立有とありこの八幡社を古春日地へ御引
せ被成候其跡へ荒神御移あされ候あり荒神宮立榮候あとハ益田織部殿當
役の時なり往古ハ松一本有之小きすゝめ堂有之あり

一新堀に松植候ハ益田織部殿當役の時享保五年なり

一御藏元の下より濱崎まで濱邊に松植候事ハ浦圖書殿當役中植る

一御舟倉並御舟出來候事ハ毛利宮内殿當役中毛利市正殿當役中までの開勝
開田權左衛門濱崎浦手代官役の時相調候

一越ヶ濱往古ハ殊の外深山ふてけや木あと澤山に有之その景地能所あり勝

閑田權左衛門役中御茶屋調申候

一江向と云こと地名なり往古萩と云は古萩の事也夫より南の水溜りの澤江
にて候ゆヘ萩の方より江の向と云事也又地面と云所より龜ヶ淵の江の向
ひあれハ地面の方西の方を江向と云是古き屋敷打渡しに在

一片川町は御堀の上に掛作り被仰付其節ハ一方堀にて片ケ輪町よて有ゆヘ
片かハ町と云後掛作りに被仰付候總門通りハ橋有之候由是を土橋に相成
候北の總門の方ハ汐打こみ候ゆヘ築留に相成候

一大手三の總門並大馬場より入候道の角之銘々の屋敷に矢倉長屋あり修補
の時ハ公儀より入目銀被仰付候尤三ツの總門虎口升形事至り其節調候由
土手の上に矢倉仰付られ候へとも除させられ候

一總門の左右の竹指物竿籠火繩竹に御植させなされ候

一橋本筋の川ハ往古ハ霧口螢火山の下より流れ出候是を古川筋と云この川

堀替られ候ハ御開作ニ相成此の見合都合人笠井孫兵衛也依之笠井開作と云也

一橋本川北の方土手高く相成候ハ佐世主殿殿當役中松本川筋一同に土手ふ
相成候元祿十五年同十七年大木にて米屋町まで水上け申候に付て如此候
一堀内春日の社は本江向古春日地にありけるか堀内へ御引せなされ候此所
へ豊國大明神を被成御建立候御下心ニ候得共天下向あらく聞へ候故この春
日を御引せあされ候由太閤の御影をハ洞春寺へ御預けあされ候この春
日の社の地は往古大宮八幡の祠有之候由本社ハ大宮八幡也古春日地ハ柳
澤監物よ被遣候へども騒々しきゆヘ御斷申出堀内今之屋敷拜領ありこの
屋敷跡へ田中に有之候伊豫八幡社御建立あり元和六年一本松江へ地面の
荒神御建立其跡諸士屋敷に相あり候

一雜式町より大照院の下までの道は泰巖院様御逝去以後御家中御寺參りの
爲に仰付られ候也

一松本新道ハ東光寺門前まで新道出來申候是ハ駕籠道と云

一松本大橋の下より鶴江までの間半分ハ地方の方湯淺小右衛門萩代官役鶴
江の方勝間田權左衛門濱崎代官役の内調之御開作ニ相成候

一大鼓椀の脇を梁瀬と云ハ鮎を取て秋中昔ハ梁をかけ申候故やあ瀬と云
說あり又古老の物語に中津江の方川端よ押まへて河柳有けれど柳瀬と云
說もあり

一往古萩八景と云所ハ

兼江夕照鶴江あり

鐘江秋月玉江川尻

藤江落雁佐世屋しき
の所なり

萩津江暮雪今演晴浦あ
る脇あり

得江歸帆御藏元の
所あり

三江晴嵐金谷古天神

二江夜雨渡り口
橋の邊

柳江晚鐘にごりぶち

元佐世屋敷
元岩國屋敷
云所ありと
の說あり

一後に云萩八景詩は山田原欽歌は安部吉左衛門春貞よ命す

上津江晴嵐

上津江上歟秋霖度嶽嵐光浮卯沈旋與扁舟傍灘落日笠丈五翠猶深
山川の瀬々の朝霧絶くに江の水みへて行嵐かあ

中津江夜雨

雲氣四山橫渡頭雨暗生蕭然不能寢一夜打簾聲

更る夜の雨の降江の賤の家に残るも細き燈のかけ

下津江落鴈

旅鴈秋高停不征一汀水氣接天晴間渠緣底漫來去不堪雲江萬里情
有明の入江の蘆のほのくと明る空より落る鴈かね

鶴江夕照

斜陽宜曉網一半鶴江紅島影委波永寒潮湧遠空

鶴のゐる入江の海の松原ふ殘る夕日のうけの闊けき

倉江歸帆

地挹遠天三面開水漫數島一帆迴倉江風熟潮生駛疑是仙查銀漢來
遠島や波もひとへよみどりある空より出て歸るつり船

玉江秋月

玉江一片秋明月入清流夜靜人回首漁村煙霧收

江の水のまづく影さへ白玉を琢くはかりの秋の夜の月

桜江暮雪

雪滿櫻江更向津晚來舟子訝行人風回偏惜入江碎楫轉何妨厭笠頻
白雲の夕の色へやまたくら江の波うけてちるかとぞみる

小松江晩鐘

斷霞夕竹峯深寺度疎鐘漫々春江水平呑樓外松

山の端も霞渡りて遠き江の松よりうたふ入相の鐘

長門名所の歌

長門にも赤間の關に宇津井潟豊浦赤野に浪のうら島

但赤間關と云へ下の關赤野とは和布刈の事也浦島へ沖津平津也沖津には
滿珠平津にハ千珠を納め給ふ夫より己來はこの島を千珠滿珠と云赤間關
門司關古ヘ五百壇の沖長門地につゝきたる處あり神功皇后異國御征伐以
來海流通とや依之門司關今ヘ豊前なり一里の海上汐相の漲所也和布刈に
ハ今以毎年十二月晦日の夜半に社人海底に入和布を刈て神獻す

堤をハ豊浦の宮に築こめて豊浦の宮の豐られよし

但長府に一ノ宮二ノ宮とて崇奉する也仲哀帝神功皇后なり

千
はかあじや心つくしふ年を経ていつともさらぬ阿武の松原

金長家
陸奥の思ひ信夫に有あるら心にかかる阿武の松はら

長門ある阿武の郡の柏木とて唐人もすさめざりけり
長門ある阿武の松原かき分て指月の月は何と成らん

但指月とは今の御城山なり

長門ある三位の浦や二位う演一位か嶽を登りてそ行

但三見と云ハ誤也二位か濱飯井の事か一位か嵩岳山にこれあり

奈古の浦に釣する海人の漁火を賤の浦人星のぞみる

但賤の浦ハ通ひ浦あり

人丸
向津の奥の入江の漪は海苔かく海人の袖やぬきほん

但この歌は淨土宗人丸寺にあり

貞信公
堤をハ豊浦の宮よ築こめて世々を經ぬとも水ハ洩さず

播磨潟恨みてのみぞ過じゆと今夜宿りぬ阿武の松はら

春秋の雲井の鴈もとゝめ得ぬ誰玉章のもしの關守

是よりハ門司關往古長門路に續きたるゆへ長門の歌に入

硯きる前の細道仄暮て薄く書あす門司の玉章

旅人の心盡の道なれや往來ゆるさぬ門司の關守
戀すてふ門司の關守尋てきづらん心づくしに

防州の歌

四本社植つる物を生添てまり府の浦の松の村うへ

但鞠府の浦ハ三田尻桑山海邊なり此所ニ櫻御所とて足利尊氏の御陣所有
豊後石と云名石大友より賄り給ふ今に松原の内にあり此歌天神の御詠歌
と云又云尊氏の歌と云和泉式部共云勝間の浦と云岸津の事也琳聖太子初
て日本へ渡海の時御船この所へ著と云多々良郷と云ハ國衙年禮の邊と云
も岸津の事か

周防ある黒髮山の噂をハ檍の濱にてゆひやそめけん

室積や竈門を過る船あれハ物を思ふのこかれでそ行
周防ある岩國山を越ん日ハ又もや頼めあらきうの神
草枕旅行人を祝ひ島幾夜ふるまでいとあきぬらむ
いつも唯見んと思ひと阿波鳴門よそにや越んあふよしものな
筑紫路のかたの大島暫くもみねハ戀しき妹置て來ね
鞠府より筑紫路へ出行人の右田の嶽といひや染けん
周防なるまひか丸山を過行へ秋の風社身には入けれ
但秋の風ハ安藝の風の兩義を兼たりと云

長門にハ赤間關に宇津井潟豐浦有るは時のうら色

此歌を以て寶永四亥の二月廿五日御城内天神御社御連歌御發句御代句仕
る 安部信貞

名もあるや世々春ふあふ時の浦

如此仕り候也最前書付候歌と同事よて下の句少し違ひたり孰か本説
と云事を不知又時の浦の事今御藏元有之所の由也是を得の浦と云た
るとも云往古彼所を得ケ江と云いつれの正説不分明

一周防國玖珂郡柏崎と藝州との境より小瀬川の末昔より論有之所よて平清盛
詩歌あるよりて周防の地となるなり

柏崎流れて遠き鹽路まで玖珂の浦半ば歸る夕浪

一首詠吟傳不窮清盛聲續及東西藝陽分地止論口柏崎元來玖珂中

一長州大津郡依山ふ狗留孫山國護院觀禪寺俗に御
岩と云出陽あり

一防長神社は周防十社長門五社

玉屋神社 大崎の一ノ宮

剝神社 右田にあり
二座

出雲神社 德地一ノ宮
二座

二股神社

仁壁神社 山口一ノ宮

熊毛神社

勝間神社

以上十社

荒御魂ノ神社 大二座
小壹座

村屋神社 長府村屋と云所
玉依姫と云

忌宮二ノ宮

以上五社

一萩椿村に多羅寺とて有之今ハ永福寺と云この寺下の村を多良村と云

一御當家二月の十五日上下著用せざるハ慶長九年九月十五日關ヶ原御陣の
節家康公と大坂公方秀賴公御合戰大坂方不宜同十六日の御陣にハ毛利秀
元公天野元政公芝居を御ふみ留被成候也十月二日防長兩國にならせられ
候右十五日ハ御不吉につき宗瑞様已來月の十五日の式日を御祝不被成上
下著用不被差免然る處に吉元公御代より式日の御祝儀有之夫より以後
末々まで肩衣を著用候朔十五日廿八日同前にあり月の登城有之

一御一門六家と云ハ

○宍戸隆家主御室御家

○毛利元康公御家

○毛利元政公御家

○毛利秀包公御家

○毛利元氏主御家

○毛利就頼主御家

一八家と云ハ右六家ふ益田越中主御家福原越後主御家也益田ハ隨身あり福

原は御家老あり

一大組ハ御打入の時六組有御一門六家御預りあされ其後八組に仰付られ候而益田福原兩家を以八組ニ成是御一門家御八家と云大組諸士を八組と云因之大組の頭と云ハ八家の事あり千五百石以上の衆を以八組の諸沙汰仰

付られ候を八組頭と云是一組々々之組頭あり番頭有ハ右の與中の御城御番勤在勤の沙汰被仕故番の頭也御手回頭ハ殿様御側に被召仕衆中の諸沙汰被仕故手廻頭有依之八組頭御手廻頭とはかりハ不謂組頭と云事古來の法也

一足輕頭の事只今の頭を足輕共の組頭と云ことあかれ是ハ本頭也自然の時ハ外ニ子組を御付あされ候由組中廿一人ハ足輕組と云者なり足輕頭あり因之足輕共頭と計云て組頭と云ぬこと古來の法也大頭と云て一人被仰付候ハ常に足輕頭廿一人の都合役にして常に足輕共の仕役の沙汰仕候役人を置役目算用を調數多の足輕役目の甲乙沙汰所並二十五人の頭中の諸沙汰取次所也是を足輕の大頭と覺ゆることあらし物頭廿五人の大頭と云もの也

一大番頭衆も諸士中のことを組頭として相組衆と被申事古來の法也自分も

元就公御男天野元定家
御相續

元就公御十一男始小早川隆景公御養子後
從太閤筑後久留米被下久留米侍從と云

元就公御二男吉川元春御二男にて初三浦
家を御相續

吉川廣家主第三男吉見の御家御相續廣頼
公隆景公御養女御室あり妙悟模なり

身柄寄組にて有ながら御役にて大組よ成被申也依之大番頭一組々々の帳の頭に組頭の名並分限をも書加候事古來の法也然ハ組頭衆大番の士を組の衆と被申事なれ足輕ハ組の者と云てよきあり

一御當家を越前家と云事は結城中納言秀康公松平御家御宗領也御子様方一に一伯様松平越後守様御家越前宰相松平越後守様御家龍昌院様松平長門守秀就公御簾中松平出羽守様松平大和守様松平但馬守様右の通にて其上段之御重縁につき御當家御一門越前家と世に云

一御城御普請の材木ハ萩廻り霧口川上佐々並邊の間にて御切取せあされ候此邊殊の外大木多ありとそ

一吉廣公御代ニ江戸御城御普請役被仰付候元祿十六年癸未十一月廿二日の夜江戸大地震にて御城の石垣壁破損ニ付同廿八日右の御修復御手傳被仰出候西丸不殘外櫻田御門半藏御門田安御門年内片付可被申付候竹橋御門

同前松平大膳大夫様この外に松平右衛門督殿立花飛驒守殿戸澤綱介殿丹羽五郎三郎殿加藤遠江守殿稻葉能登守殿この御衆中へ諸所被仰付候此御方御請場の内を外櫻田廻り御石垣を吉川勝之助殿へ御分被成候而被仰付候御木屋場へ外櫻田御門の外に被仰付勝之助殿木屋場も同所ふて別に此方より仰付られ候此御方御普請惣御奉行ハ宍戸丹波殿國司式部殿其節江戸兩當役にて候故御承され候事

一關白秀吉公の時五大老ハ

家康公

八十萬石

百廿二萬石

四十八萬石

七十萬石

加賀大納言利家公
安藝中納言輝元公

備前中納言秀家公
筑前中納言隆景公

一慶長五年九月廿三日輝元公大坂の城御明渡なされ候境より御船にて直様藝州へ御下被遊候由

一油井正雪一派の者江戸品川よて疎よ仰付られ候節西國御大名衆中へ御見物あされ候様被仰出候而諸家より検敷を掛申候此御方よりも御検敷仰付られ候而千代熊様御出あされ御見物あそへされ候

一綱廣公御病身に付御下國不被爲成元千代様御幼少にて御下國不被爲成に付萩え上使として御旗本より兩人宛三番手にして被差下候

初手

石丸石見守殿

石井彌左衛門殿

二手

山田清大夫殿

齋藤左源太殿

三手

水野藤右衛門殿

熊瀬小十郎殿

一吉就公御逝去に付て吉廣公御養子とならせられ候其節御下向年は當候得共二月に吉就御公逝去にて吉廣公御入國不被仰付翌年子元年御入國被仰

付候依之戌亥兩年の間御國へ上使兩人被差下置候妻木彦右衛門殿山中五郎左衛門殿兩人也御宿は堀内毛利若狭殿屋舗に妻木殿山内縫殿殿屋舗に山中殿あり

一去る老人控に宗瑞様御代當職役佐世宗孚三井但馬守藏田豊後是ハ滋所右
北最前御拜領奉行と云右兩人の檢地の時七ツ三歩平らじに成御兩國之太守五十三萬石石高ハ廿九萬

石

一福原越後殿を以本多佐渡守殿へ御伺あされ候處よ黒田筑前守福島左衛門大夫へ問合此衆の檢地の並御伺可然との御内意也大夫殿へは其節の御仕置萬事手荒成物音よ付て御問合無之但筑前の平しハ貳ツ三歩上り當るか一筑前へ御問合なされ候へともかの國跡出纔に付て最前の總高に貳歩三朱程へ上りにして三十六萬九千四百石の平し高なり此高は右の御内意よ依て廿九万石の高に貳歩三朱と大掠了を以被成御上候故天下への御披露計

よて御帳にハ無之然共御兩國の繪にはこの高書付申候

一五ッ成高ハ寛永二年毛利甲斐守様御仕置を以益田牛庵清水美作奉行但檢
帳仕立をハ熊野兵衛と被仰付候
この時惣高六十五萬石にある

一宗瑞様御隱居は元和九年癸亥年と見ゆる

一福島左衛門大夫殿へ藝州拜領被仰付に依て彼方より此方へ前々年の所務
御返納候様にと被申掛候得共御兩國にあらせられ候てハ御返納不相成候
又其分よてハ大夫殿御承引あく以の外御難儀被遊候儀にて成兼候附益田
牛庵推參に存寄被申上御兩國之内一郡御引渡候而御返納米相濟候までい
つれも引田に成され候とて御斷被仰可然と被申無餘儀思召其分は御理候
て大島郡御引渡一兩年御返納あされ後宍道五郎兵衛を以算用差引のため
大夫殿へ被遣候節に大夫殿も御相對あされ候由其後にハかの者効にて相
濟候こと宍道を節々福島殿被召寄御相對あされ候或時左衛門殿酒呑申さ

れ候哉と御意あされ候へは宍道儀私儀爰元御城下に罷越酒共給不申てハ
外ふ氣無御座の由申候御盃出大酒にて其後大面鉢出され候是にて一ヶ給
申候へと被仰候て御さらされ候城きて候一ヶたべ申候左衛門殿被仰よ
又々一ヶ給候へと被仰候宍道中様は此度算用旁の氣晴一ヶ給可申候左衛
門殿被仰に一盃呑候へは算相濟し可申候と被仰候一盃呑して後福島殿帳
面取寄候へと被仰御判被成被出候宍道中様に難有奉存候左様にハ又々た
べ可申とて二盃給申候福島殿も上戸よ而御座候宍道ハ後に死去仕候と古
人申傳候事

一山田吉兵衛後下總宗瑞様御代より山頭不仕候然處よ御上洛の時御納戸役
よ宍道五郎右衛門被召連候五郎右衛門其節迄も年若に付自然之時の御用
よ御納戸銀貳百貫目御置有之候へとも五郎右衛門支配に不被仰付功者役
吉兵衛へ御預あされ候就夫其算用方に渡部又左衛門山田利助と申者兩人

御付あされ候御在京中に此仕置銀有之段上方の町人承り及び右兩人へ談
し和市利のため百貫目御預け候様と申候て取出し横よ成不相調候故吉
兵衛御供よて被罷下候付御跡に二ヶ月滞留候て沙汰被仕候へとも不及
手被罷下候へ右兩人御國の様子承合萩著の夜則走り申候依之吉兵衛不
被存儀あきよりて知行被召上數年明木村より籠居被申候左候て千石物
成高を以年々被召上候差引被仰付候へ百貫目の辻相濟候るへ甲斐守様
御沙汰の上八百石として被召出前々の分より御老中御寄合の列座被仰付候
後五百石本家三百石山田長兵衛へ分け被申候右の故下總家に安藝以來の
記録御用物諸扣有之筈あり

一寛永十一年の御上洛へ大猷院様御代替よつて諸家へ御判物御朱印改被
差出候時節益田牛庵上京仕居られ候て甲斐守様日向守様御朱印分り申答
に候處よ酒井讚岐守殿御宿へ參土井大炊頭殿御一座にて中納言様藤七郎

様へ被爲對御兩國御相違有まじくとの御誓紙を見掛御目被申立候土井様
酒井様其時淺野因幡守殿三原を分被遣候例を被仰立候處に御當家へハ兩
公方様より中納言父子へ當る御誓紙之趣藝州の並とてハ違ひ可申と被申
諸候よ付重て御沙汰の上無相違被仰出候此段牛庵別而忠義にて候

一宗瑞様御一亂以後初て御國へ御下あされ候て山口の糸稻ふ被成御座糸米
云萩を御城下よ御取立あされ候付諸事爲御見合初て萩へ御越あされ候時

は常念寺を御宿よあされ候常念寺其節までハ古萩宍戸民部屋敷あり

一慶長五年子關ヶ原御陣あり今年御屋あき様御出生依之御名をれらん様と
申候よし

一大坂冬の御陣ハ慶長十九年御和談よ成翌元和元年夏の御陣へ大坂落去五
月七日あり但其節の事古人の咄に其節長雨にて武具馬具くさり申候中に
も馬の泥障皮よて調候分ハくさり候て用に立不申候少しくさり候分ハ天

氣よき時節へそりかへり用ふたゝ紙縷にて調候分又藤組环にて調候分
ハ一圓くさり不申候あり

一慶長五年より七年迄は宗瑞様伏見に御座なされ今森法印屋敷へ御移被成
元御屋敷は被召上候其筋藤七郎様にハ伏見より江戸へ御登り宗瑞様ハ山
口糸稻へ被成御下佐世宗孚ハ慶長五年より在山口にて萩の御城御取立の
御普請被仰付御普請ハ慶長六年春より御取掛候て同九年甲辰の秋御成就
山口より御入城也

一井原五郎右衛門元光當職仕候者宗孚元嘉巳後三井但馬元信井原孫左衛門
元歲三浦内左衛門元澄棟本伊豆元吉又但馬守再役仕候處は御國中々惡
年打續御逼迫非大形候付限有衆當職不被仕候につき可被成様無之よ付先
當分の御用の様に三箇年被仰付候この時の御借銀三千五百貫目出來御難
儀に相極候ゆハ宗瑞様元和八年毛利甲斐守様へ御仕置の儀御直に被成御

頼候得共御請無之其年甲斐守様江戸御参勤につき翌年六道主殿殿を御使
よて江戸へ御登せなされ彌御頼もされ度との儀に付毛利甲斐守様へ御下
向にて其秋より益田牛庵清水美作へ御仕組被仰付候都合を甲斐守様被聞
召御改有之宗瑞様へ牛庵被申上諸事下仕置に牛庵存知寄出御仕組調ひ
御仕置銀まで出來申候然者甲斐守様へ御頼にも不及牛庵計ひふて相濟御
事に候へとも宗瑞様御隠居なされ候付此儀を甲斐守様を以爲被申の由也
但御逼迫ゆハ其節當職を限有衆不被仰付と云說有之宗瑞様御直よて御
詫強き故限有衆へ被仰付とも限り有衆夫ゆハ御請不被仕と云說あり

一牛庵御仕置銀千三百貫目小判三千兩大判百枚阿川砂金牛庵仕置にて御借
金を相調御仕置銀にて出來候事莫太あり

一宍道主殿殿當役の時銀三百貫目御仕置出來申候

一寛永十年の六月中國へ上使市橋伊豆殿棺松平右衛門殿村越七郎左衛門殿

是古人扣の内なり

一椿村八幡宮の社頭に祇園の小社有之是ハ八幡勧請以前より地ふ一國一社の社地なりこの社同國大津郡瀬戸崎に移すとあり其跡へ河上ふ梶原平三勧請の八幡之を御打入之節此所へ移す大祇園の小社有之を取建近年參詣有しに享保辛巳の年より八幡の馬場末に借の殿を調へ六月七日より同十四口迄御輿を借殿へ御幸をあして祭を始る也此年祇園院殿御逝去に依て御中陰過而六月十一日神輿御幸をなして同十七日まで祭るあり

但此八幡の鳥井昔より木にて八幡社の石壇の下ふ立たりもをこの年より石鳥井に成

一大照院の堂塔清涼院と云也前青松院高月院二箇寺ハ泰巖院様の清高の二字を取て二箇寺の頭字にして兩院御建立也其後吉元公の御嫡子清涼院殿は御法號に當るを以夫より清松院と號實際寺ハ青雲院殿御逝去は依て寺領を

被下改て道樹院と號道照の道を取て寺號の頭に被仰付候あり

一遊行上人四十三世其阿萩鶴江よて詠歌

代々を経て替ぬ色ハ友鶴の入江の松よ契りてそ栖

一隆景公八月十五日夜の御詠歌

治れる世々社仰け九重の今宵の月を見るに付ても

一廣家様御詠歌

百鉢の砌や今宵久堅の月の光を猶照すらん

一御前様御詠歌

まきもゝの檜原の外山春來てハ立や霞のよそよ成行

一毛利甲斐守様御孫右京大夫様御十三歳よて元旦の御詠歌

春といへハ野邊の千種も若緑去年降雪のけふへ消つゝ

一吉廣公御舍弟監物様ハ松平兵部大輔様御養子にて鳥越の御屋敷へ御部屋

住よて被成御座候處兵部様御氣に不相申事有之候哉監物様御亂心御座候故御相續不被爲成別に御養子をなされ監物様をハ御押込可被成との御事に付彼御方より御老中方へも右之御内意被仰出之由に候此段此御方より召兵部様え御詰付有之其節此御方江戸詰之御家老毛利市正殿國司與三兵衛也監物様御亂心少も無之段慥よ此御方聞しめされ兵部様との御出入り相成申候は付兵部様御氣よ不相應事有之候者夫迄にて此御方へ被差返候様よとの御事よ候得とも左様も不被爲成候由候處に此御方より國司與三兵衛を以委細よ御書付を以殿様よりの御書付よ不及天下之御老中御月番阿部豊後守様迄持參被仕段々御直々様子被申上自分よりも被差上監物様を御方へ御返し被下候様よと御下知を奉願候無左候ヘド大膳大夫家中押掛取返し可申にて可有御座候此段被聞召被下候様に少も監物病心に無之段も委細に公儀え被聞召分にて御下知を被加此方へ御差戻候様にと兵

部様え被仰渡此御方へも其段御沙汰有之に付て元祿十二卯六月二日の夜九ツ時分櫻田御上屋敷へ被成御歸候此時爲御迎兵部様鳥越之御屋敷へ毛利市正を被遣其外數多の御人數を被遣候左候て六月四日にハ麻布御屋敷被成御越候段々御人數を付候て御安心被成御座候此事ハ五月廿日比よりの事よて六月二日此方へ御取返被成候其節御手柄之取沙汰江戸中に有之候此儀萬端國司與三兵衛勵無比類事よて其節之首尾縱彌異議及申述も殿様の御身躰少も掛不申與三兵衛身柄をつぶし申迄ふて相濟候様御公儀向を沙汰被仕置之此段旁其節無類之家老と江戸中沙汰有之候段々此方何事も思召通よ公儀向相成申候依之其節與三兵衛儀千石の御加増として七手付開作地拜領被仰付其節吉廣公監物様を御同道みて御老中御廻禮被成候總て天下向之儀簡様よ養父より疵付候てハ御身柄貳度世上之勤不相成事に候得共御病心よて無之段無疵之通を被仰立首尾能公儀向被聞召分候故

右之通御老中を御勤被成候夫より以來兵部様御家を御不通被遊候此段を
も公儀へ被仰出置候根本兵部様沙汰不出來之御人柄よて物に御飽安き御
生付之由也監物様も御甥之沙汰よ候得共右之分也其後彼方へハ大炊様を
御養子に被成候也監物様惡敷被聞召たるにてハあけれども其節大炊様是
も甥子様にて御氣ふ入候故不圖急に右之通の御心持出候由是を以みれハ
却て兵部様御亂心よて中々兼々思召立よて如此

一熊野帳ハ元和七酉の歳より寛永元甲子の年迄四年の内防長兩國の御物成
を折合せ拵よして石高定の由也依之熊野檢地共云然共地方の檢地よてな
く年々の御物成四年の分を折合を御帳を改るに依て熊野帳と云

一元就公藝州郡山へ御移り不被遊以前ハ坂の上と云所は御住居被遊候由此
所ハ廣島より四里半餘有之所あり郡山へハ廣島より拾五六里有之石見國
境よて有之由藝州四萬里の宿にて古老の喟也と云

一藝州三原の城ハ小早川隆景公御築被成候小城也西の丸と本丸の間海迄堀
切よて有之と相見郭輪貳ツに分れ堀水海に續く陸通りよてハ此段不相見
候船にて見し御堀石垣際船着浪也又隆景公備後より初て御打入被成候節被
成御座候處を沼田の御館と申候由是ハ三原と木郷との間道より少し左の
方よひきゝ山あり廻りに古城残りて今に有御館の跡へ田地よて有之由此
所本郷よりは東也右の小山の名を夫以來御館山と云也此所夫迄ハ安藝の
内御館山のさきに頃て備後安藝の境有之道中ふ細き溝を堀て有之也

一隆景公沼田の御館より大渡り川の古高山よ御城を御築被成候沼田御館有
所より程近し壹里の内也往還より左の方也然處は此上女山の由にて又新
高山へ御城を被替候男山の由此貳ツの山同じ高さ也此二ツの山の間を右
に云大渡り川流れ出る也此ニツ山大山よして不續離れ山也川水ハ奥より
遠く流れ出る也砂川也三原の城際へ流れ出海へ流れ入也川上へ十里程船

登り申由川上遠き故所々にて川の名替り申候右の御城の所みてハ大渡川と云常に假橋掛りて有之淺き川也古高山を以上は水湧出申所有と也新高山の御城を又今之三原御替被成と也三原の石垣の石をも彼所よりも被遣たるとなり新高山の郭の跡成程堅固よても今有之四十段餘只今にても壁其まゝ懸り候様に有之由大渡り川幅壹丁程有之古高山と新高山の間是計の切目あり又右の高山より南の方に一里有之候て米山寺と云て隆景公上方より被召連候眞言宗の御祈禱所有之其節ハ寺領千石計被成御付候由今寺斗有之隆景公の御影あり御供の追腹の衆甘人の石塔も今に有之所を納所村と云又前に云新高山御城跡の山上よ隆景公の御廟所とて少成所有其内に御木像あり馬は被爲召たる御影あり其馬の轡明珍轡掛り候て有之由其轡を山人とも取出し持あそひ幾度も下の川へ沈め候得共度々浮上り申候誠よ奇妙也其上左様のわるさ仕候者共には御たゞり有之毎々怪我し御

座候故如元納置申候此外にも隆景公の御墓所奇妙の事多きを以て生神と崇めし右元就公御在所坂の上と云所にて原々藝州田萬里村の宿主古老の嘶よて一夜物語仕候所の名の文字承候故書付假名を付置候事

一享保五子の年春毛利讚岐守様に御増石高之御願天下え被仰上相濟候上被進候此内者下の關不殘御本手領に被仰付又前大津にて甲斐守様以來之處を如古來不殘附被進候是を御增高と此節御唱へ被成候往古より御分地の外を増被進高にてハ無之候此度之御沙汰之御增高共は古帳不殘被進之分右高四萬七千三百四十石餘を御書付を以被仰出候也古き寫は古帳三萬六千石と有ハ少く相違なり

一前書に有之御一門の事御六家にて近代益田福原兩家を添御八家と云事其子細無之御一門ハ御六家と極り申候夫故様といふ邊常家は殿と云益田福原ハ御當家兩家老と云家あり依之益福を御一門に八家と云て入る事一向無之八組の事ハ

元六組を御六家へ何その時ハ被仰付成候也殘る貳組ハ元江戸組格別に有之候を大組六組同前は被仰付八組よして押込江戸詰被仰付候也八組にして八家へ御添被成の御法よてハ無之御六家の外にて益福え被成御添事よてあきあり

一先手御當家の御判物天下御代替に付御老中御認被成候付堅田安房益山孫右衛門並口羽又兵衛之も被相添持參被仕御老中御次之間にて被罷居候由左候て御判物御披見被成目錄奉書をも御披見して松平伊豆守殿被仰よヘ井伊掃部殿名計にて判形無之ハ如何様の子細にて候哉と御尋候へハ益田孫左衛門被申候ハ侍從様御事大坂陣にて御手を負せられ御病氣中にて御座候故御判不被遊候やらんと承候と御答被申上候へハ成程其油にて可有之と被仰候との由

一お南様御時代ふ御番衆所持之金は無垢のかううい失候處其節佐世與三左

衛門御右筆よて罷居候付新參故此仁取候哉沙汰有之候て自分も聞上よも少々其沙汰被聞召の由に候へ共與三左衛門事も先何とも諸人にの申譯も難成堪忍仕居申候然處は其時分御前之被召仕候猿有之是を御飼者被成候て如斯御座敷をありき申或時右之猿御家の破風口よて鏡を見申を人見付候て其所へ人を被遣様子を御見せ被成候へは右のかうかい有之候掇其鏡へかうかいより以前是も御前様之鏡失候て見へ不申候其鏡也其外色々の物を取候て右の所は置之由是よてれのつから與三左衛門身に上晴申の由此與三左衛門後に宗孚と申候也

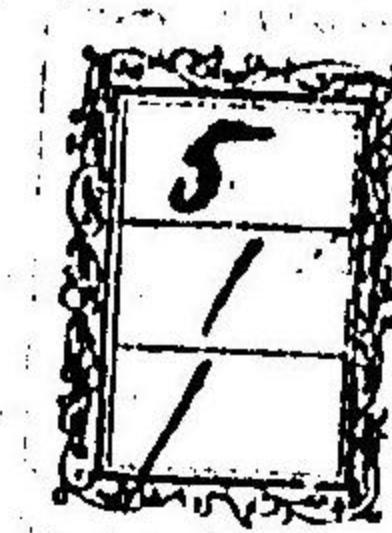
一堅田大和殿妻お同安房殿玉樹院殿江戸は爲證人御座候時分牧野佐渡守殿と右一同に御出の事あり然處に佐渡守殿御座敷以外手輕き事にて八疊の間三ツ其頃は廿疊程の座敷有之夫よへねこ口有之たる由御會釋ふ押入の棚有之夫より白き餅を丸盆に入御次の間にて女郎衆焼候て夫を御差出候

御庭にて小袖のなり物を仕居之由安房殿御歸御噺のよし也

一輝元公或時秀就公の御居間へ被成御出候て御座敷内被成御覽候節御物置の戸を御明け被成候へ夜着棚の上に絹の御夜着蒲團有之候へ御覽被成候てさて藤七ハ果報の牛付なり身ともハケ様の物不持ふどん壹ツを持候と被遊御意候由

右長門金匱ハいかある人の作ありしや詳あらすされとそのなかのかきさまを閲するよおのつからふるき代のものとこう知られたり予むかしある學友の許より是書を借來りそのふることを考ふるによりたより多けれ幸よ一本を淨寫せり而してこの本おりふし處々は博へりたれともいつれも互よ誤謬多きに依り往年中村雪樹翁收藏の委心帳のうちに就きて之を訂正しました深く疑義に渉り更に解しかたきものを刪去れり然るに猶ほ錯誤あるを免れされハその餘ハ概ね舊本のまゝに従へりいにじへの學者も書を校するハ落葉を掃ふか如じと言ひれり閲覽の諸君この意を諒せられんことを祈る明

治辛卯紀元節の後五日柳外書屋の南軒に於て看雨
隱士あるす



明治二十四年二月二十五日印刷

明治二十四年二月二十六日出版

編輯者

山口縣士族
村田 峯次郎

東京府士族
稻垣 常三郎

東京市四谷區坂町七十二番地

同神田區淡路町一丁目一一番地

印刷者

東京府士族
堀田 道貫

同京橋區山下町
二十二番地

